

## 山口県市町保健師研究協議会規約

### (目的及び設置)

第1条 山口県内各市町の保健・福祉の事業の充実と効果的運営を図るため、市町保健師相互及び関係機関との連携を密にし、資質の向上を図ることによって、市町住民の保健・福祉の向上に寄与することを目的として、山口県市町保健師研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について研究協議する。

- (1) 市町保健師の資質及び技術の向上に必要な事項
- (2) 市町保健師の相互連携に関する事項
- (3) 市町保健活動の充実及び促進に関する調査研究
- (4) その他協議会が必要と認める事項

### (会員)

第3条 協議会の会員は、市町に勤務する保健師等とする。

### (役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 委員 7名
- (4) 会計監査 2名

### (役員を選出)

第5条 役員は第3条に規定する会員のうちから、次に掲げる方法で選出する。

- (1) 会長、副会長及び会計監査は、役員会が推薦し、総会で選任する。
- (2) 委員は、各支部から選出し、総会で承認を得る。

### (役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会議を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し及び会計を担当する。
- (3) 委員は、役員会を組織し、総会の議決を尊重し、会務を審議決定し業務の執行を図る。
- (4) 会計監査は、会計の状況を監査する。

### (顧問)

第8条 協議会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(総会及び役員会)

第9条 会長は、年1回総会を招集する。ただし、会長及び役員が必要と認めたときは臨時に総会を招集することができる。

2 総会は会員3分の2以上の出席をもって成立するものとする。ただし、総会に出席できない会員の委任状をもって出席に代えることができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

4 会長は必要に応じて役員会を招集し、その議長となる。

(総会の付議事項)

第10条 総会において審議決定する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の運営及び事業

(2) 協議会の予算及び決算

(3) 協議会の規約の変更

(4) その他必要と認める事項

(支部)

第11条 協議会は、目的達成のため支部を設けるものとし、その名称及び区域は次のとおりとする。

(1) 東部ブロック

岩国市、和木町、周防大島町、上関町、田布施町、平生町、柳井市、周南市、下松市、光市

(2) 中部ブロック

防府市、山口市、長門市、萩市、阿武町

(3) 西部ブロック

下関市、宇部市、山陽小野田市、美祢市

(支部の運営)

第12条 支部は、自主的に運営し重要な事項は、その都度会長に報告する。

(経費の支弁)

第13条 協議会の経費は会費、助成金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

(監査)

第14条 会計帳簿及び証拠書類は、毎年監査を受けなければならない。

(会計報告)

第15条 前条の監査結果は、会計報告とともに、会員に公表しなければならない。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務局は、山口県健康福祉部健康増進課に置く。

(委任事項)

第18条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関し必要な事項は、役員会の審議を経て別に要綱で定める。

附則

この要綱は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、昭和 56 年 1 月 22 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 4 年 1 月 28 日から施行する。

附則

この規約は、平成 7 年 1 月 12 日から施行する。

附則

この規約は、平成 8 年 1 月 1 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 0 年 1 月 1 0 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 1 年 1 月 2 3 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 3 年 1 月 1 8 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 4 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 5 年 1 月 1 7 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 6 年 1 月 1 6 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 7 年 1 月 1 4 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。